

令和元年度名古屋市教育委員会第61号議案

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の
確保を図るための措置に関する規則案について

1 制定の趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の一部改正に伴い、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めるよう指針が示されたため、新たに教育委員会規則を制定します。

2 主な内容

教育職員の時間外在校等時間（教育職員が正規の勤務時間外に学校教育活動に関する業務を行う時間）が以下の範囲内となるよう、教育職員の業務量の適切な管理を行います。

区分	原則	児童、生徒又は幼児に係る通常 予見することのできない業務量 の大幅な増加があったとき
1 箇月当たりの時間	45時間	100 時間未満
1 年当たりの時間	360 時間	720 時間
6 箇月の平均時間		80時間
1 箇月当たりの時間が 45時間を超える月数		1 年で 6 箇月

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

4 規則案

別紙のとおり

(案)

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則をここに公布する。

令和2年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の
確保を図るための措置に関する規則

- 1 教育委員会は、教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和47年名古屋市条例第20号。以下「条例」という。）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）第3第1号に規定する在校等時間をいう。）から所定の勤務時間（職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第9条に定める日（代日休暇が与えられた日を除く。）以外の日における正規の勤務時間（条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）をいう。以下同じ。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管

理を行う。

(1) 1 箇月について45時間

(2) 1 年について 360 時間

2 教育委員会は、教育職員が児童、生徒又は幼児に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1 箇月について 100 時間未満

(2) 1 年について 720 時間

(3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外在校等時間の 1 箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1 年のうち 1 箇月において時間外在校等時間が45時間を超える月数について 6 箇月

3 前 2 項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。